

1. 業務概要

1.1 目的

本業務は、辰巳ダム建設事業が環境に及ぼす影響について、検討した結果を踏まえて、辰巳ダム基本設計会議(実施設計)に係る環境部会資料を作成することを目的とした。

1.2 業務場所・調査対象区間

(1)業務の名称

犀川辰巳治水ダム建設事業 基本設計会議(環境部会資料) 業務委託

(2)業務箇所

金沢市相合谷町～熊走町 地内

(3)工期

平成 18 年 7 月 7 日 ～ 平成 19 年 3 月 9 日

(4)発注者

石川県辰巳ダム建設事務所

(5)受注者

株式会社 アイ・エヌ・エー 北陸支店

〒920-0031 金沢市広岡 1-1-35 金沢第二ビル 304 号

TEL 076-260-4666

1.3 業務項目

本業務の業務項目を以下に示す。

表-1.3.1 業務項目

工種・種別・細目	数量	単位	備考
打合せ協議	1	式	7回以上
計画準備	1	式	
ダム供用後における水環境影響の検討	1	式	
影響評価の整理検討	1	式	
関係機関協議資料作成	1	式	

1.4 業務実施方針

本業務の実施に当たっては、的確な環境影響予測が実施できるよう、現段階で把握可能な資料について十分整理し、別途実施している工事の実施、辰巳ダムの存在・供用による不可避の環境影響が生じないかを整理した。

資料収集、とりまとめ検討、影響評価にあたっては、以下の資料等を参考にした。

- ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年3月23日、条例第16号）
- ダム事業における環境影響評価の考え方（平成12年3月、(財)ダム水源地環境整備センター）

本業務の実施フローを次項に示す。

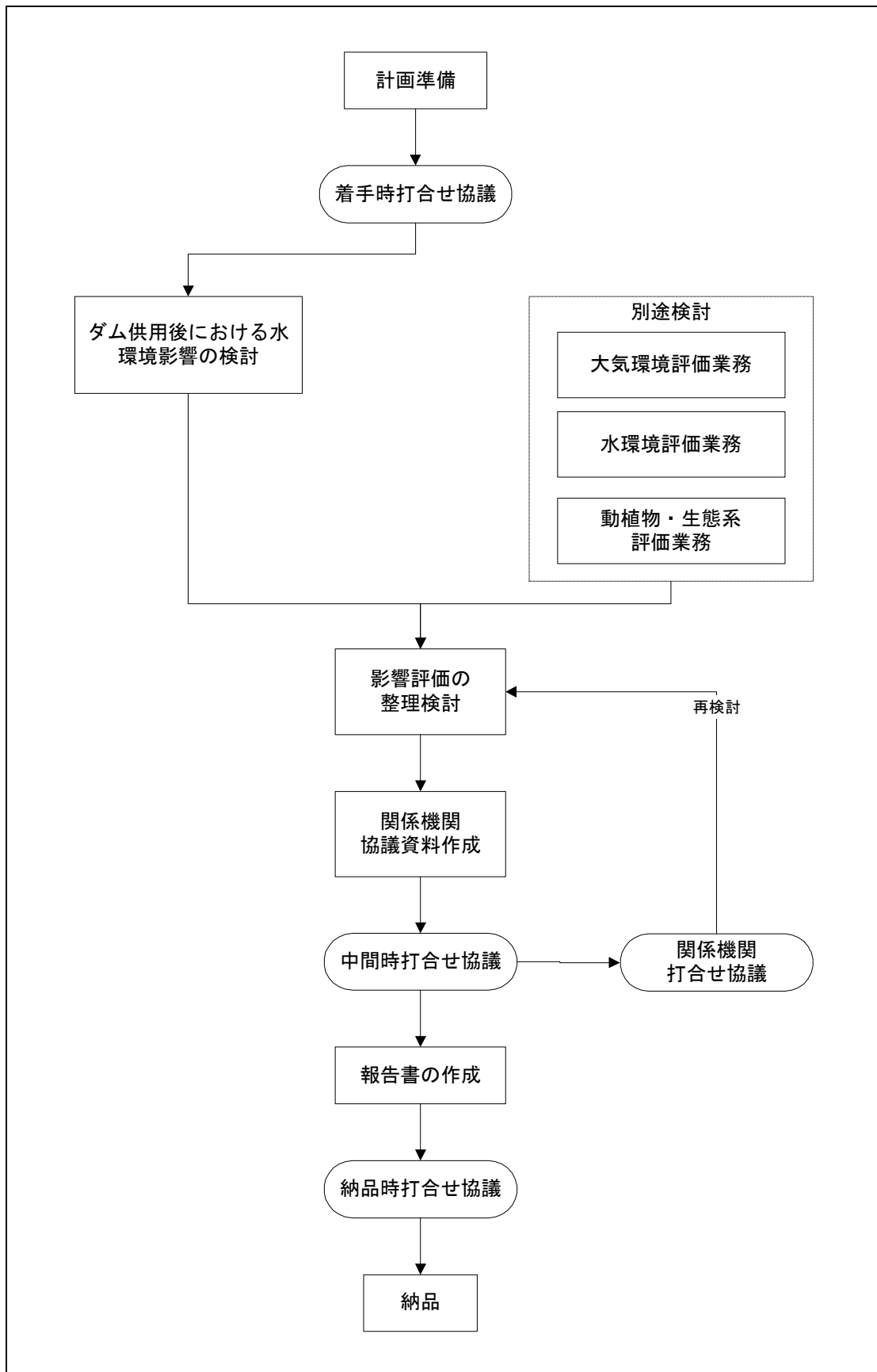


図-1.4.1 本業務の実施フロー

1.5 業務内容

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、業務の目的を把握した上で、円滑かつ適切に実施できるよう業務の詳細な実施方針を検討し、準備を行った。

(2) ダム供用後における水環境影響の検討

辰巳ダムが完成し、既設犀川ダム及び内川ダムとの容量配分を再編することに伴い、貯水池及び下流河川への影響を検討した。

(3) 影響検討の整理検討

別途検討した結果について、関係機関協議等を踏まえ、整理検討した。

(4) 関係機関協議資料作成

実施設計段階の基本設計会議に係る環境部会及び国土交通省等との協議資料を作成した。

(5) 報告書の作成

本業務の検討結果について、図表などを用いてわかりやすくとりまとめ、報告書を作成した。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、下記の7回以上とした。

- 1) 着手時打合せ：1回
- 2) 中間時打合せ：5回以上
- 3) 納品時打合せ：1回

(7) 成果品の内容、部数

本業務の成果品の仕様・部数は次の通りとした。

表-1.5.1 成果品一覧

名 称	規 格	部 数	備 考
報告書	A4 版製本	2 部	
上記電子媒体	電子納品	1 式	

1.6 業務組織計画

本業務は以下に示す組織にて業務を実施する。

株式会社 アイ・エヌ・エー 北陸支店

〒920-0031 金沢市広岡 1-1-35 金沢第二ビル 304 号

TEL 076-260-4666 FAX 076-260-4334

株式会社 アイ・エヌ・エー 環境第一部

〒112-8668 東京都文京区関口 1-44-10

TEL 03-5261-5791 FAX 03-5261-5948

表-1.6.1 担当者一覧

担当	所属	役職	氏名	備考
管理技術者	環境第一部	部長	■■■■■	技術士 (建設・環境・総合技術監理)
照査技術者	環境第一部	課長	■■■■■	技術士 (建設・総合技術監理)
担当技術者	環境第一部	課長	■■■■■	技術士 (建設) 動植物・生態系評価担当
	環境第一部	課長補佐	■■■■■	水環境評価担当
	環境第一部	課長補佐	■■■■■	大気環境・景観・人と自然との触れ合いの活動の場・廃棄物評価担当

1.7 業務工程

本業務の工程は以下の通りである。

表-1.7.1 工程表

業種別	7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
打合せ協議	■		■				■		■		■		■					■	
計画準備	■	■																	
ダム供用後における水環境影響の検討			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
影響評価の整理検討							■	■	■	■	■	■	■	■					
関係機関協議資料作成															■	■			

1.8 その他

(1) 資料の借用

本業務の遂行にあたり必要な資料を借用した。また、借用した資料は必要がなくなったら速やかに返還した。

(2) 疑義等

本業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合には、速やかに調査職員と協議を行った。

(3) 秘密の厳守

本業務に関する機密を厳守し、無断で他の用途に転用しない。

(4) 学識経験者等の意見聴取

本業務の遂行にあたり、必要に応じて学識経験者や有識者へ聞き取りを行った。対象者は調査職員の指示に従うものとした。

(5) 協議資料作成

学識経験者へのヒアリング資料等、本業務に関する関係機関との協議において必要とされる資料を作成した。